

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 5 月 12 日

天理市長 並 河 健

1 担当部局

〒 6 3 2 - 8 5 5 5 天理市川原城町 6 0 5 番地

天理市総務部総務課（担当 堀本・三好）

T E L 0 7 4 3 - 6 3 - 1 0 0 1（内線 4 1 7 ・ 4 2 1）

F A X 0 7 4 3 - 6 2 - 5 0 1 6

M a i l soumu@city.tenri.nara.jp

2 業務内容

- | | |
|----------|--|
| (1) 件 名 | 令和 7 年国勢調査 調査用品等の保管、仕分け及び梱包、配送業務 |
| (2) 場 所 | 奈良県一円 |
| (3) 目 的 | 総務省統計局及び奈良県政策推進課から送付される令和 7 年国勢調査用品の保管、仕分け及び梱包、調査員宅までの配送 |
| (4) 契約期間 | 契約の日 から 令和 7 年 9 月 30 日まで |

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同第 6 号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。
- (3) 前記（2）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 天理市外に本社営業所等を有する者にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（以下「国税」という。）に滞納がないこと。ただし、天理市内に本社、営業所等を有する者にあつては、市税及び国税に滞納がないこと。
- (6) 令和 7 年度天理市入札参加資格者名簿に記載のある業者であること。
- (7) 入札参加申込期限日から開札日までの間、天理市の指名停止を受けていないこと。

4 入札説明書等を交付する場所

入札説明書等必要書類は天理市ホームページからダウンロードすること。

5 入札参加資格の確認の申請の申込方法（持参又は郵送）

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期間 令和7年5月12日（月）から 5月21日（水）まで
持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで
郵送による場合は、令和7年5月21日（水）午後5時必着
- (2) 提出場所 1に同じ

6 開札の日時及び場所等

- (1) 開札の日時及び場所
令和7年5月30日（金） 午後2時
奈良県天理市川原城町605番地 天理市役所 4階 情報公開室
- (2) 入札書の提出方法
入札書を封筒に入れ、**書留郵便**で令和7年5月29日（木）17時まで必着とする。

7 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定する。

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、市が定めた予定価格の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示した者とする。
- (2) 前記に該当する者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

- (1) 入札書に記名押印を欠く入札
- (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により重要な事項を確認できない入札
- (3) 同一入札者がなした2通以上の入札
- (4) 入札金額を訂正した入札又は判読しがたいと認められる入札
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をなした者の入札
- (7) 入札参加資格のない者が行った入札
- (8) その他入札条件に違反した入札

9 入札手続き等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要する
- (4) 落札者の決定方法 7のとおり
- (5) 支払条件 業務完了後一括支払いとする
- (6) その他 詳細は入札説明書のとおり